

処 分 基 準

令和7年12月23日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第48条
処 分 の 概 要：警備業者に対する指示
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「警備業法に基づく指示処分及び営業停止命令の基準に関する規程」を参照
問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課又は警察本部生活保安課 092-641-4141 内 3173
備 考：